

預金等共通規定

1. (当規定適用取引の対象)

- (1) この規定は、当金庫との、当座勘定、普通預金（総合口座を含めます。また、無利息型も含めます。）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、定期積金、積立定期預金、財産形成預金のお取引につき、基本的な取扱い内容を定めるものです。
- (2) この規定においては、各種預金、当座勘定、定期積金を「預金等」と言い、預金者、当座勘定契約者、定期積金契約者を「預金者等」と言い、預金等の取引口座（積立定期預金、通帳式定期預金、財産形成預金においては各預入明細を指します）を「預金口座」と言います。

2. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、預金者等の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者等から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の預金口座が本来利用できる取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者等は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届けてください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は預金口座が本来利用できる取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) (1)および(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者等の回答、具体的な取引の内容、預金者等の説明内容およびその事情を考慮して、当庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預金口座が本来利用できる取引の一部を制限することがあります。
- (4) (1)から(3)までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者等からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

預金等は、12. (2) のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 預金口座（財産形成預金を除きます）には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」と言います）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のために費用を要する場合には、当金庫の店頭、ホームページで提示する手数料に準じてその手数料をいただきます。また、手数料を超える実費を要する場合には追加請求する場合があります。
- (6) 受入れた証券類が不渡りとなった場合、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金等の払戻し)

- (1) 預金等を払戻すときは、各科目所定の手続きにより行ってください。
- (2) (1)にかかわらず、預金等の口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金等の口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

6. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書（財産形成預金契約の証を含みます。以下同じ）や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留カード・特別永住者証明書の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳、証書または印章を失った場合、預金等の払戻し、解約または通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間を設定させていただくことがあります。
- (3) 通帳、証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫の店頭、ホームページで提示する手数料をいただきます。

7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったとき、もしくは受領が拒否されたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届けてください。
また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届けてください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、(1)、(2)と同様に、直ちに書面によって届けてください。
- (4) (1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届けてください。
- (5) (1)から(4)の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたいえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った取扱いは、有効な取扱いとします。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 預金等、預金等の契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (睡眠口座の取扱い)

- (1) 預金口座（財産形成預金を除きます）が、当金庫が定める一定の期間預金者等による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は預金口座の取引を停止し、または預金者等に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
- (2) (1)により、預金口座が解約され残高がありその回復を求める場合、またはこの預金口座の取引が停止されその解除を求める場合には当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間を設定させていただくこと、必要な書類等の提出を求めることがあります。

12. (反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶)

- (1) 次の①から⑥の一つにでも該当した場合には、当金庫は預金等の取引を停止し、または預金者等に通知することなどにより、取引口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金口座、預金口座の契約上の地位その他預金口座にかかるいっさいの権利および通帳、証書等を、当金庫の承認なく譲渡、質入れその他第三者の権利を設定、または第三者に利用させた場合
 - ③ 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項または2. (1)もしくは(2)に基づき預金者等が回答または届け出た事項について、預金者等の回答または届出が偽りであることが判明した場合
 - ⑤ 2. (1)から(3)までのいずれかの定めに基づく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑥ 預金口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- (2) (1)のほか、次の①から③の一つにでも該当し、預金者等との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は預金等取引を停止し、または預金者等に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者等が口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者等が、次のいずれかに該当した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - H. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - I. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - J. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - K. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - L. その他前A. からK. に準ずる者
 - ③ 預金者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前A. からD. に準ずる行為
- (3) (1)、(2)により、預金口座が解約され残高がありその回復を求める場合、またはこの預金口座の取引が停止されその解除を求める場合には当店に申出てください。

13. (保険事故発生時における預金者等からの相殺)

- (1) 預金口座は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、預金口座に、預金者等の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者等が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) (1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。科目ごと所定の払出しに必要な書面等を通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者等の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者等が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。

ただし、預金口座で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対す

る債務である場合には、預金者等の保証債務から相殺されるものとします。

③ ②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④ ②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) (1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 預金口座の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) (1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) (1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) 預金口座（財産形成預金を除きます）について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金口座に係る債権の行使が期待される事由として(2)で定めるものについては、預金口座に係る債権の行使が期待される日として(2)において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

④ 預金口座が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) (1)②において、将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号（①から⑥）に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める日とします。

① 満期日がある預金口座において、預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 満期日がある預金口座において、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

(a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、預金口座について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日

④ 預金口座について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限り、）／当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) 預金等（財産形成預金を除きます）について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき預金口座に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) (1)の場合、預金者等は、当金庫を通じて預金口座に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① 預金口座について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② 預金口座について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）

③ 預金口座に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ 預金口座に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の①から③に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当金庫が預金口座に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 預金口座について、(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ (3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金口座債権を取得する方法によって支払うこと

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上